

議案第 46 号

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
案

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 4 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年桐生市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名押印」を「を提出」に改める。

様式第1号中「かつ擁護する」を「、かつ、擁護する」に、「公務」を「、公務」に、「市民全体」を「全体」に改め、「印」を削る。

様式第2号中「、誠実」を「誠実」に改め、「印」を削る。

様式第3号中「かつ擁護する」を「、かつ、擁護する」に、「公務」を「、公務」に改め、「印」を削る。

(桐生市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 桐生市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年桐生市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「し提出者が署名押印」を削る。

(桐生市森林等の火入れに関する条例の一部改正)

第3条 桐生市森林等の火入れに関する条例(昭和59年桐生市条例第14号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 46 号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案

総務省自治行政局長通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の発出を始めとして、国や県において、行政手続における押印廃止に向けた取組が進められる中で、本市においても行政手続の簡素化を図るため、関係条例において所要の改正を行おうとするものです。